事 務 連 絡 令和4年3月31日

各都道府県鳥獸行政担当部局 御中

環境省自然環境局鳥獣保護管理室

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正 による狩猟免状及び狩猟者登録証の様式の変更について

令和元年の地方分権改革に関する提案要望において、高知県、徳島県、香川県及び愛媛県より、種別の異なる狩猟免状及び狩猟者登録証をそれぞれ統一化することに関する提案があった。

このことを受け、令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(令和元年12月23日閣議決定)において、「狩猟免状(43条)及び狩猟者登録証(60条)については、複数種別の同免状及び同登録証(以下、この事項において「免状等」という。)を各々1つにまとめることで生じる課題を整理しながら、免状等の統合を検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされた。

さらに、令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年 12 月 21 日閣議決定)において、「狩猟免状(43 条)及び狩猟者登録証(60 条)については、令和3年度中に省令を改正し、複数種別の同免状及び同登録証(以下、この事項において「免状等」という。)をそれぞれ統合することを可能とする。また、免状等を発行するための捕獲情報収集システムについて、統合した免状等を発行することが可能となるよう、都道府県の意見を踏まえつつ、令和3年度中に改修を行う。」とされたことから、今般、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(以下、「規則」という。)の一部改正を行い、様式の変更を行ったことから、下記を踏まえて、狩猟免状等の交付事務を実施されたい。

なお、都道府県によって交付事務に関する体制等が異なることも勘案し、各都道府県におかれては、実情に応じて、免状等の統合に向けた対応を順次進められたい。

- 1. 狩猟免状の交付に関する基本的な考え方
- ・複数種別の狩猟免状を1枚にまとめることができる場合は、同じ有効期間の 複数の免状を有する場合とする。
- ・当該免状には、複数の「狩猟免状の番号」「狩猟免許の種類」「(法第 42 条に 基づく条件がある場合には)各免許に応じた条件」等を記載することとする。
- ・下記のような場合には、1人で複数枚の狩猟免状を有する場合が想定される。
  - ア. 施行から当該免状の有効期間の更新を迎えるまでの間
  - イ. 種別によって有効期間の異なる免状を所有する場合
  - ウ. 各都道府県において統合された免状等の交付対応が可能となるまでの間
- 2. 狩猟者登録証の交付に関する基本的な考え方
- ・複数種別の狩猟者登録証を1枚にまとめることができる場合は、一都道府県 における同じ登録日の複数の狩猟者登録証を有する場合とする。
- ・当該免状には、複数の「登録番号」「狩猟免許の種類」「(法第 42 条に基づく 条件がある場合には) 各免許に応じた条件」等を記載することとする。
- ・下記のような場合には、1人で複数枚の狩猟者登録証を有する場合が想定される。
  - ア. 種別によって登録日の異なる登録証を所有する場合
  - イ. 各都道府県において統合された登録証等の交付対応が可能となるまでの 間

## 3. 手数料等の対応について

- ・狩猟免許の申請、狩猟免許の更新の申請及び狩猟者登録等に関する手数料については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令(以下、「標準令」という。)を参考に定めている都道府県も多いが、今回の措置によって標準令の変更は行わないと聞いている。
- ・狩猟免許の申請、狩猟免許の更新の申請及び狩猟者の登録にあたっては、従 前通り種類毎に手数料を徴収することで差し支えない。
- ・狩猟免状の再交付及び狩猟者登録証の再交付については、種類数に関わらず 再交付を行う狩猟免状及び狩猟者登録証の枚数に基づき手数料を徴収するこ ととしている。

## 4. 情報収集システムの対応について

・狩猟免状等の交付に当たっては、都道府県において捕獲情報収集システムの 機能を活用して交付事務を行っている場合もあることから、本措置に対応す べく同システムの改修を実施したところ。免状等の統合に係る運用が開始さ れ次第速やかに各都道府県へ連絡を行う。

本件担当:

鳥獸保護管理室 岩田、遠矢、安藤

TEL: 03-5521-8285